

水戸市告示第242号

水戸市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年水戸市条例第2号)第6条第1項の規定に基づき公の施設の指定管理者について指定をしたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年6月28日

水戸市長 高橋 靖

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
水戸市小吹町釜場児童遊園
- 2 指定管理者となる団体の名称等
住所 茨城県水戸市千波町508番地の59
団体名称 一般財団法人水戸市公園協会
代表者氏名 理事長 猿田 佳三
- 3 指定の期間
令和4年7月1日から令和8年3月31日まで